

特集編 市民参加と協働について

市民の価値観やニーズの多様化が進み、市が市民のニーズにきめ細かに応えていくことが求められています。また地方分権の進展により自治体の自己決定範囲が広がるなか、市民の意見を活かした特色ある市政運営を行っていくことが求められています。そのためには、これまで以上に市民に市政への参加を求め、得られた意見を踏まえ市の計画や施策を推進していく必要があります。また、市の施策の実現に向けて、市だけでなく、市民・市民活動団体・NPO 等との協働を推進することも重要となってきました。

調布市では、参加と協働を推進するために、市民と市が共有する基本的なルールとして、平成 16 年 11 月に「調布市市民参加プログラム」を定めました。それから 9 年が経過し、これまで延べ約 12 万人の市民が関連する取組に参加するなど、参加と協働の仕組が定着しつつあります。

平成 24 年度に制定した調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例においては、「参加と協働のまちづくり」を自治の基本理念に掲げており、同条例の具現化に向け、様々な取組を行っているところです。

しかし、これまでの実践結果の報告や市民意識調査で得られた結果などから、今後さらなる参加と協働の推進を図るにあたっては、参加層の拡大や協働に関する理解・意識の共有などが課題となっています。

そこで、この「まちづくりデータブック」特集編では、これらの課題の解決にあたり参考となる自治体の事例を整理しました。

1 調布市における参加と協働を推進するための仕組み

調布市では、市民参加プログラムを実践するための指針・手引として、「市民参加手続ガイドライン」と「協働事業ガイドブック」を策定しています。

(1) 市民参加手続

市民参加手続とは、市の様々な行政活動（構想・計画段階から実施、評価に至るまで）に関して、市民の意見を伺うために用いる多種多様な市民参加の手法のことです。委員会・審議会、説明会・意見交換会、ワークショップ、アンケート調査、パブリックコメント等の手法を用います。

調布市では、この取組の指針として「調布市市民参加手続ガイドライン」を平成22年3月に策定しています。

主な手法の特徴

委員会・審議会	テーマについて、十分な協議や意見交換、検討が行える。 市民意見を様々な角度から十分に把握できる一方、一つの方向にまとめていく力量が問われる。
説明会・意見交換会	誰でも参加できる特徴があり、市民意見の把握、協力依頼等に活用される。 事業が白紙である段階から事業評価の段階まで様々な場面で活用できる。
ワークショップ	地域の現状把握、問題点や課題の整理、計画案づくりなどを行うのに適している。 自由意見を言いやすいように工夫されていること、創造と合意形成に焦点をおいていること、市民と市が同じ土壌で話し合うことでコミュニケーションが深まる。
アンケート調査	多くの人に同じ内容について質問することで、市民の意見や意向に関する傾向を把握できる。 郵送やインターネット等により実施する場合は、市民が都合の良い時間や場所で回答できる。
シンポジウム	あるテーマについて何人かの討論者（パネリスト）が意見を述べ、議論する形式の討論会のこと。 意見を聞くとともに、議論にも参加できるため、多くの人々の共通認識を得ることができる。
パブリック・コメント (意見提出手続)	期間中であればいつでも、どこでも、だれでも参加できる手法で、これまで時間的に参加が難しかった市民にとって、意見を述べる機会が確保される。

(2) 協働事業

市の様々な施策の実現に向けて、市民・市民活動団体・NPO等と市が対等の立場に立ち、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力しあって取り組む事業のことです。

市では、協働事業に取り組む際の手引書として「協働推進ガイドブック」を平成22年3月に策定しています。

協働事業の例

地域防災体制の充実	防災市民組織
ふれあいの家の管理運営	ふれあいの家運営委員会(17箇所)
中心市街地活性化の推進	中心市街地9商店会、市内商業者、大学(電気通信大学、城西国際大学)
公遊園等清掃協力	自治会・子ども会・老人会・グループ
調布市ふれあいのまちづくり事業	大町自治会、布田南部自治会グリーンフラワー友愛会、若葉会、三丁目のお花畑、他(全17団体)

Column

自治基本条例「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」(平成25年4月施行)

- 参加と協働によるまちづくりを重視した自治の基本理念及び市民、市議会、市長の役割を明らかにし、市政運営の基本原則を定めるもので、平成25年4月1日に施行。多摩地域の自治体では6番目の施行となる。
- 「まちづくりは、市民、市議会及び市長が、まちづくりに関する情報を共有したうえで、参加と協働により進めるものとする」ことを自治の基本理念として明記している。

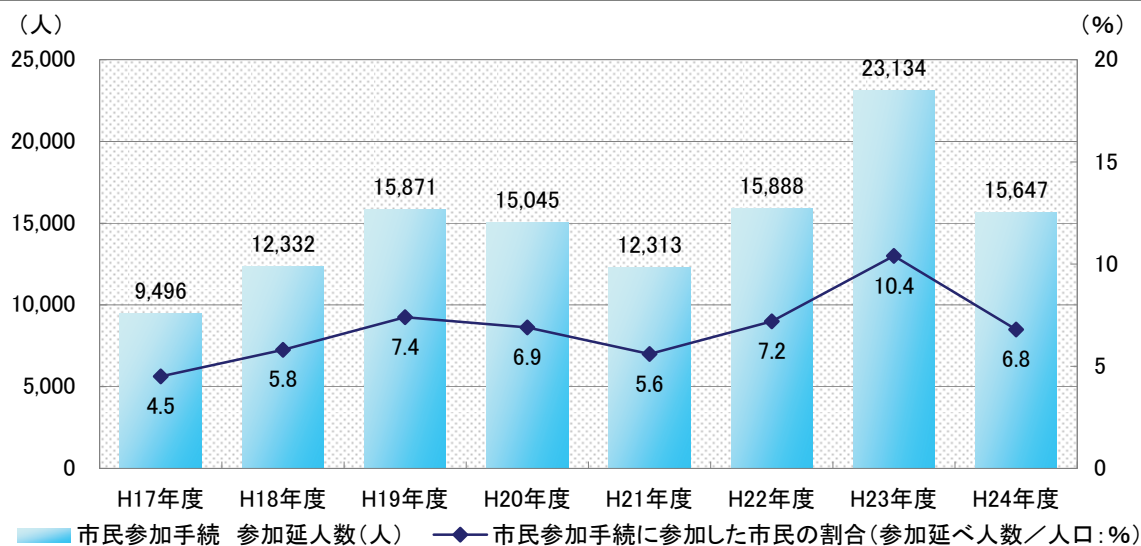
2 これまでの取組の結果

(1) 市民参加手続

市民参加手続には、平成 17 年度からの通算で延べ約 12 万人の市民が参加しており、平成 23 年度には市民の 10%以上、2 万人以上の参加となるなど市民に定着しつつあります。

◆市民参加手続の参加延べ人数と参加した市民の割合の推移

平成 16 年度に市民参加推進プログラムを策定して以来、市が実施した各種市民参加手続の参加者は概ね 15,000 人規模で推移しています



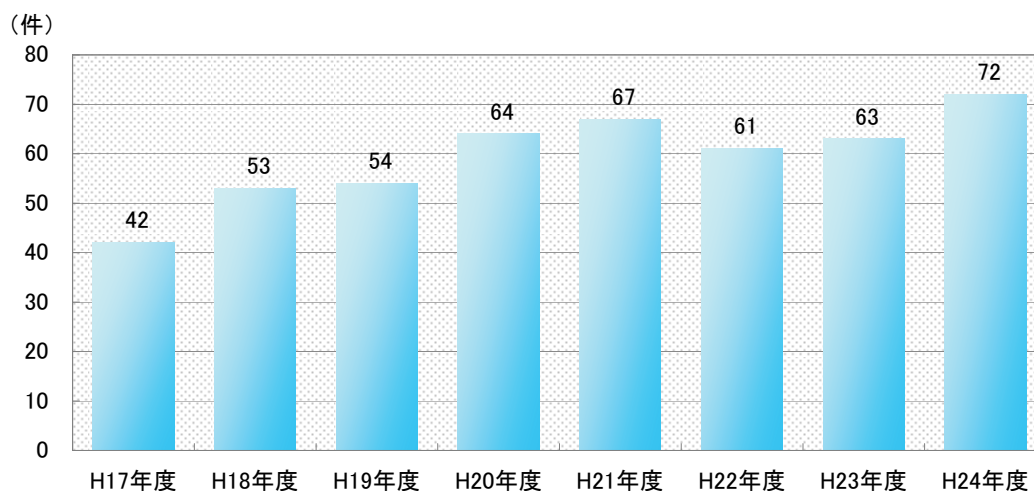
資料：調布市市民参加プログラム平成 24 年度実践状況報告書

(2) 協働事業

協働事業は、平成 18 年度以降、毎年 50 件以上の事業で取り組まれており、平成 24 年度には過去最多となる 72 件が実施されています。

◆協働事業の実施状況

年々増加を続け、平成 24 年度には 70 以上の事業を市民等との協働により実施しました



資料：調布市市民参加プログラム平成 24 年度実践状況報告書

3 調布市が抱える課題

(1) 市民参加手続の課題

◆これまでの取組実践を通じてみられた問題・課題

参加層の拡大を図るため、取組の認知度向上や参加しやすい仕組みづくりなどが課題

市民参加手続を実践する中、「参加層の拡大」を図っていくことが課題であると認識しています。

調布市では、市民参加を求める時期や内容に応じて複数の手法を組み合わせることでより幅広い市民の参加機会を確保したり、平日就労している市民が参加しやすい土・日の参加機会の提供、実施結果のホームページへの掲載、子どもがいる世帯の保育付参加などの工夫を行っています。しかし、参加者が少ない、若い世代の参加が少ない等の課題が挙げられており、認知度の向上や参加しやすい仕組みづくりが必要となっています。

市民参加手続において参加層の拡大を図るにあたっての現状

調布市で取り組んでいる工夫	問題点	課題（今後必要と考える対応策）
<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出による参加者の募集 ・一時保育の実施 ・身近な市民生活に関わる時事等の要素を検討テーマ等に反映 ・継続的な参加を促すため、ニュースの作成や開催案内の送付等を行い、参加した方々へ積極的に情報提供 ・土・日曜日の開催 ・当日参加いただけなかった方への配慮として、当日の録画映像を市のホームページで公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員の長期継続や他の審議会等との重複 ・参加者数が少ない ・若い世代の参加率が低い ・新規の参加者が少ない ・審議会等の傍聴者が少ない（定員に達しない） ・アンケートの回答率が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会自体の知名度向上 ・委員選定の際に、委員の長期任命等を配慮 ・若い世代を含む幅広い年代への参加の拡大 ・効果的なPRの方法や、新たなワークショップの方法について検討 ・回答者の利便性を考慮したアンケート実施方法の検討 ・周知方法の検討 ・幅広い年齢層や多様な職業の地区住民が参加しやすい仕組みの検討

※調布市市民参加プログラム平成24年度実践状況報告書「市民参加手続実践事業調査票」の「市民参加にあたっての課題と対応策」等を抜粋して作成。

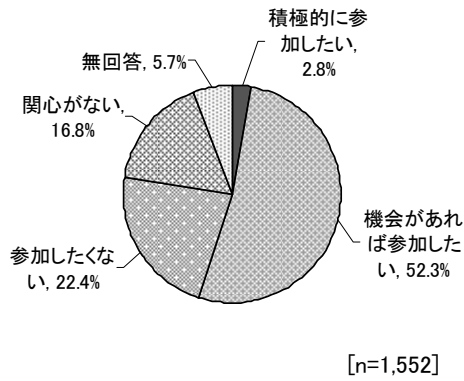
◆平成25年度調布市市民意識調査結果からみえてくる課題

忙しくて市政・まちづくりへ参加しづらい市民の参加機会をいかに提供していくかが課題

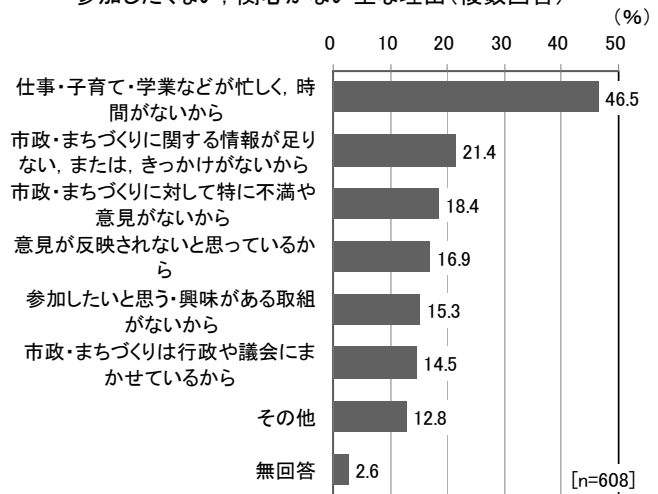
平成25年度に実施した調布市市民意識調査の結果に着目すると、市政・まちづくりに「積極的に参加したい」「機会があれば参加したい」という回答は55.1%となり、「参加したくない」「関心がない」（計39.2%）を大きく上回っていることから、市政・まちづくりへの参加意向を多くの市民が持っていることがうかがえます。また、「参加したくない」「関心がない」と回答した市民においても、その理由として「仕事・子育て・学業などが忙しく、時間がないから」（46.5%）が最も多く挙げられていることから、調布市においては、まず「忙しくて市政・まちづくりへ参加しづらい市民の参加機会をいかに提供していくか」が課題であるといえます。

また、「参加したくない」「関心がない」と回答した市民の理由として、2番目に「市政・まちづくりに関する情報が足りない、または、きっかけがないから」（21.4%）、3番目に「市政・まちづくりに対して特に不満や意見がないから」（18.4%）が多く挙げられていることから、参加のきっかけ作りや、市政・まちづくりに対して特に不満や意見がない層に対して市政への関心を持ってもらうことも、より多くの市民の参加を促すにあたり課題であるといえます。

市政・まちづくりへの参加意向



参加したくない、関心がない主な理由(複数回答)



資料：平成 25 年度調布市民意識調査

(2) 協働事業の課題

◆これまでの取組の実践を通じてみられた問題・課題

「協働」の捉え方を整理し、パートナーである市民と共有していくことが課題

協働事業における課題として、各課から「パートナーと市の役割分担」「協働に関する理解・意識共有」が多く挙げられており、その背景として、「協働推進ガイドブック」に記載のある協働事業の定義や範囲が広範に及ぶため、「協働」の捉え方についてあらためて整理し、市民と共有する必要があるということが挙げられています。

「調布市市民参加プログラム」において、協働は「市の様々な施策の実現に向けて、市民・市民活動団体・NPO等と市が対等の立場に立ち、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力しあって取り組むこと」と定義しています。この定義で述べられている「協働のパートナー(市民・市民活動団体・NPO等)」、「パートナーの役割」、「協働で取り組む内容」について、それぞれ対象となる範囲を再検討する、内容を具体化する等の取組を推進していく必要があります。

4 課題解決の参考事例

(1) 市民参加手続に関する参考事例

◆忙しくて市政・まちづくりへ参加しづらい市民の参加機会に関する事例

他市では早朝・夜間・休日や日々の生活にある機会を活用

仕事・子育て・学業などで時間の確保が難しい市民に対しては、早朝、夜間、休日などの時間帯を活用するとともに、集中して議論を行う参加機会を提供することで、時間の確保や予定の調整による負担を軽減することができます。また、市民が日頃通行する街頭や駅などの施設で意見収集を行うことで、市民が会場等へ足を運ばなくても市政やまちづくりへ参加する機会を提供することも有効と考えられます。

忙しくて市政・まちづくりへ参加しづらい市民の参加機会に関する事例

市民参加の阻害要因	対策	事例
仕事・子育て・学業などが忙しく、時間がない	仕事以外の時間帯（早朝、深夜、休日等）の活用	①週末の1日ないし1日半で集中的に会議を実施（札幌市） ②朝を活用した市政に関する勉強会の実施（宇都宮市）
	日々の生活の中にある機会の活用	③街頭や公共施設でのパブリック・コメント実施/受付（京都市） ④市内各施設の周辺などで、職員が約750人の市民へインタビューを実施（榎原市）
	市民の勤務先に近い場所でのイベント実施	⑤市外でのタウンミーティング実施（川崎市）

◆参加のきっかけや、市政への関心を持ってもらう機会に関する事例

他市では同年代の市民による取組を活用

市政・まちづくりに関する情報が足りない、きっかけがない、あるいは市政・まちづくりに対して特に不満や意見がない市民に対しても、積極的に参加の機会を提供することが有効と考えられます。その際、参加が少ない層（若い世代など）にターゲットを絞って意見聴取を行う、あるいは企画・検討段階から学生や若い世代の市民に参加をうながすことなども有効と考えられます。

参加のきっかけや、市政への関心を持ってもらう機会に関する事例

市民参加の阻害要因	対策	事例
市政・まちづくりに関する情報が足りない、きっかけがない 市政・まちづくりに対して特に不満や意見がない	参加のきっかけや市政に関心を持つきっかけを市民へ積極的に提供する	⑥学生自ら、大学のキャンパス内等で同世代の若者の意見を聴取し、市政に反映（名古屋市） ⑦総合計画の意見収集にあたり、高校生、大学生を対象とした会議を実施（松山市） ⑧若者（一般公募）による会議の実施（京都市、鳥取市）

市民参加手続に関する参考事例

会議等名称	設立時期・期間	目的	取組の特徴	その他（取組の特徴・工夫、取組から得られた見解など）
①市民による集中評価会議（札幌市）	平成 20 年 2 月	市の施策や事業が、条例の趣旨に沿って整備され運用されているかの評価を市民参加により実施	・平日勤務者に配慮して、土曜日半で集中的に会議を実施	（参加しやすくするためのその他の工夫） ・乳幼児を抱える方にも参加していただけるよう託児サービス（無料）を実施 ・話し合いを効率的に行うため、参加者には事前に資料を送付し、関係部署の担当が資料を説明するとともに、質疑応答の時間を設け、十分理解を深めた上で議論できるように配慮 ・グループ内で集計係、発表係など役割分担し、参加意識が高まるようにした
②宮の朝活（宇都宮市）	平成 25 年 6 月～ （平成 25 年中に計 9 回開催）	大学教授による、「政治・経済」「心理学」「芸術」「交通」「市のまちづくり」等の時事問題に関する学習機会の提供	・市内に在住・通勤・通学している 20 代から 40 代の人を対象 ・朝 5 時半～7 時半の開催（事前申込）	・早朝の開催にもかかわらず、定員 30 人に対して 44 人の応募があり、途中で定員を拡大した ※市による学習機会の提供事例を、市民参加手法検討の参考事例として記載
③未来の担い手・若者会議 U35（京都市）	平成 21 年 9 月～	若者ならではの観点から京都市基本計画について意見をまとめる 策定過程において広範な市民参加事業を得るために市が実施する事業を支援する	・区役所や駅など 21 箇所（第 2 次案では 24 箇所）に意見箱を設置 ・会議のメンバーがイベント会場等でパブリック・コメントを実施する「出前パブコメ」を市内で 15 回実施 ・会議は 18 歳以上 35 歳未満の京都ゆかりの若者 25 名で構成される（京都市の若手公募職員で構成されるプロジェクトチームとともに活動を実施）	・「出前パブコメ」で、合計 404 人・605 件の意見を収集
④職員による市民インタビュー（橿原市）	平成 24 年 5 月～6 月	後期基本計画の策定にあたり、市民意識調査などでの把握が難しい市民ニーズの具体的な内容や背景を把握する	・市内各施設の周辺などで、職員が約 750 人の市民へインタビューを実施	
⑤総合計画策定における市民参加（川崎市）	平成 15 年 11 月	新たな総合計画策定の必要性、新たな総合計画によって目指す「川崎再生」の姿などについての説明及び今後の計画策定に向けた意見集約を実施	・平成 15 年度に実施したタウンミーティング（計 4 回）のうち 1 回を、東京都（青山学院大学）で実施	

会議等名称	設立時期・期間	目的	取組の特徴	その他（取組の特徴・工夫、取組から得られた見解など）
⑥若者が明日のナゴヤを考える～若者からの意見聴取～	平成 25 年 3 月～8 月	学生自らが同世代の若者の名古屋に対する意見を聴取し、若者のニーズ把握を行い、それらを市政に反映させるため、情報発信及び意見募集など活動を行った。	<p>運営者：大学生 7 名</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取場所：名古屋市内または名古屋市近郊の 4 大学、名古屋市中心部の公園（別途イベントが開催中） 意見をブラックボードに書き込んでもらい、本人とともに写真を撮影したものを集めて市へ報告 	<p>（運営者、参加者の意見から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営メンバーにとっても、インタビューに応じてくれた学生にとっても名古屋について振り返る良い機会になった 「普段はこんなこと考えないから、ちょっと時間ください。」と時間をかけて質問に答えた学生もいた 興味を持った者が自主的に検索をしなければならぬ WEB サイトの PR は若者の情報源（Twitter, Facebook など）にマッチしない一方、「情報側から飛び込んでくる」情報源から情報を得た若者は、興味があれば自分で調べていくことも決して少なくない
⑦市長と語る若者会議（松山市）	平成 23 年 11 月	次期総合計画の策定に当たり、高校生や大学生の視点から「今の松山市」の魅力や課題を把握するとともに、「若者に魅力あるまち」、「若者が住み続けたいと思えるまち」となるための意見やアイデアを出し合う	<ul style="list-style-type: none"> 高校生 14 名、大学生 16 名を対象とした会議を実施 募集は、市から各学校に依頼するとともに、市ホームページでも募集 	<ul style="list-style-type: none"> 意見が総合計画に反映された
⑧鳥取市若者会議	平成 18 年度～	若者の意見や提言を市政に十分反映させ、若々しい感性と力強いエネルギーを取り入れながら、若者の市政参画と協働のまちづくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市に在住（在学・在勤も含む）する 18 歳～30 歳（高校生を除く）の公募 22 名で会議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 期メンバーによる提言内容が総合計画策定時の会議で報告される

(2) 協働事業の参考事例

協働を推進するにあたって「協働のパートナー（市民・市民活動団体・NPO等）」、「協働で取り組む内容」等について、調布市と同様に協働に関連する指針、マニュアル、条例等を作成している自治体の事例を都市各市から抽出、整理しました。

東京都（市部）で作成されている協働に関する指針/マニュアル等

マニュアル/指針等名称	マニュアル/指針等の対象者	マニュアル等の元となる指針等
調布市 協働推進ガイドブック(平成 22 年)	職員	調布市市民参加プログラム(平成 16 年)
八王子市 職員のための協働ハンドブック(平成 17 年)	職員	行政と市民活動団体(NPO)との協働に関する基本方針(平成 14 年)
立川市協働推進基本指針 (平成 24 年)	職員・市民	—
武蔵野市市民活動促進基本計画 (平成 24 年)	職員・市民	—
三鷹市 協働推進ハンドブック(平成 18 年)	職員	—
青梅市協働実践マニュアル(市民・行政編)(平成 23 年)	職員・市民	—
府中市 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針(平成 15 年)	職員・市民	—
小金井市協働推進基本指針(平成 21 年)	職員・市民	小金井市市民参加条例(平成 16 年)
小平市協働の推進に関する指針(平成 20 年)	職員・市民	—
東村山市 協働を進めるためのマニュアル(平成 23 年)	職員	—
国分寺市民活動団体との協働に関する指針(平成 14 年)	職員・市民	—
NPO 等と国立市による協働推進の指針(平成 18 年)	職員・市民	—
狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例(平成 15 年制定, 平成 24 年改正)	職員・市民	—
東久留米市 協働の指針(平成 19 年)	職員・市民	—
武蔵村山市市民協働推進マニュアル(平成 19 年)	職員・市民	武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針(平成 18 年)
多摩市 市民団体等との協働事業推進マニュアル(平成 20 年)	職員	多摩市自治基本条例(平成 16 年)
羽村市協働事業推進マニュアル(平成 18 年)	職員	羽村市協働事業推進指針(平成 18 年)
西東京市「市民活動団体との協働の基本方針」(平成 20 年)	職員・市民	—

◆協働のパートナー

市民活動団体などの「組織」や、「非営利」の団体にパートナーを限定する自治体も

協働のパートナーについては、まず「市民活動団体」など組織に限定するか、個人としての「市民」を含むかが、自治体により異なります。

三鷹市では、個人としての「市民」は協働のパートナーに位置付けておらず、「ボランティアやワークショップへの参加等を通じて、市の様々な活動に参加している」旨を別途補足しています。一方、羽村市では個人ボランティアでの参加（無償）による事業も協働事業と位置付けていることから、個人としての「市民」も協働のパートナーに位置付けています。

調布市においては、個人としての「市民」も協働のパートナーに位置付けていますが、「協働推進ガイドブック」では、協働事業の特徴について「市民が主体を通して行うことが多い（組織対組織の関係が多い）」と示しています。

また営利企業についても、調布市のように協働のパートナーと位置付けている場合と、非営利の団体に限定している場合がみられます。武蔵村山市では、指針で市民活動団体（非営利）のみをパートナーと位置付けているものの、指針に基づいて作成されたマニュアルでは、事業者等もパートナーに含めて運用がなされています。

指針/マニュアル等における、協働のパートナーに位置付けている主体の違い

自治体名	市民(個人)	各種団体 (NPO 等)	企業	教育機関	備考
調布市	○	○	○	○	
八王子市	×	○	○	○	
立川市	○	○	○	○	
武蔵野市	—	○	○	○	
三鷹市	×	○	○	○	
青梅市	○	○	○	—	
府中市	×	○	×	—	
小金井市	×	○	○	○	
小平市	○	○	—	—	
東村山市	×	○	—	—	
国分寺市	×	○	×	—	
国立市	○	○	○	—	
狛江市	×	○	×	—	
東久留米市	×	○	○	○	
羽村市	○	○	—	—	
武蔵村山市	×	○	○※	—	※『指針』では企業を含まないが、マニュアルでは企業を対象としている
多摩市	×	○	○	○	
西東京市	×	○	×	—	

※○：指針/マニュアル等に位置付けあり，×：対象外，—：記載なし

◆協働で取り組む内容

「協働」の範囲を公共的サービスの提供に限る自治体も

調布市では、協働において取り組む内容を、「市のさまざまな施策の実現に向けて、(市民等と市が)お互いが協力しあって取り組むこと」と定義しています。但し、協働事業の特徴として、「サービスの実施に関わるものが多い(Do 段階が多い)」と示されています。

他市においても、「地域や社会の課題解決のために取り組むこと」のように表現されている場合が多くなっていますが、小平市、国分寺市、東村山市では「(公共的)サービスの提供」に限定しています。

◆パートナーの役割

市が期待する役割を主体ごとに示す自治体や、協働に取り組むことによるパートナー側のメリットを示す自治体も存在

調布市では、協働のパートナーの役割として、市民参加プログラム第3章1において、「市とは異なるノウハウや情報、経験・人材、機動力等」が挙げられています。この点について、三鷹市では住民協議会、町会・自治会など計6パートナーごとに、それぞれ特性を記載しており、市から期待されていることを把握しやすくなっています。

また、三鷹市など一部の自治体では、市がパートナーに期待する役割のみならず、協働によるパートナーにとってのメリットも示しており、パートナーが協働に対する理解を深めるのに役立つことが考えられます。

パートナーの特性・協働事業実施によるパートナーのメリット（三鷹市「協働推進ハンドブック」より）

パートナー	パートナーの特性	協働事業実施によるパートナーのメリット
住民協議会	比較的大きな地域的な広がりを持ち（7住区）、コミュニティ・センターの管理を行うとともに、防災、地域ケア、地域リハビリテーションなど地域の課題を地域で解決する取り組みを行っています。地域性、多様性、組織の安定性などの特性を持っています。	比較的大きな地域での公益的な活動を主体的に担っていくことができます。
町会・自治会	一定の区域に居住している住民で構成され、社会福祉、環境美化、防犯・防災など広範囲な活動を行っています。地域性、多様性、相互扶助性などの特性があります。	区域での公益的な活動を主体的に担っていくことができます。
市民活動団体	営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進を目指して活動しています。自主性、専門性、機動性、先駆性などの特性があります。ボランティアの集まりから、有給スタッフをかかえるNPO法人まで、活動の規模や対象は様々です。	市民活動団体の社会的使命をより効果的に実現できるようになります。市民活動団体に対する住民の理解や評価が高まることにより、活動の場や幅が広がります。
教育・研究機関	高度で専門的な知識を有し、地域政策づくりや地域教育への取り組みも行っています。また、教育・研究機関の持つ技術や特許を地域産業に還元する取り組みも行われています。自発性、先駆性などの特性を持っています。	教育・研究機関が持っている専門的な知識を地域に生かすことで、教育・研究機関の評価が高まります。
事業者	多くの事業者が企業理念などにおいて社会貢献活動の推進をうたっており、地域の市民団体や行政と連携した公益活動を行っている事業者も増えてきています。自発性、機動性、専門性、先駆性などの特性を持っています。	事業者が持っているノウハウを市との共同研究などの形で社会に還元することにより社会的責任を果たすことができ、イメージアップや市民からの評価にもつながります。
事業者団体・公益団体	商工会や商店会、農業協同組合、あるいは医師会、歯科医師会、薬剤師会など、個別の事業者・専門家の枠を超えた組織として地域社会への貢献にも取り組んでいます。自発性、専門性、地域性などの特性を持っています。	個別の事業者・専門家のノウハウ等を集約し、組織全体として取り組むことにより、社会的責任を果たし、事業者・専門家の全体的なイメージアップや市民からの評価にもつながります。

◆協働推進による社会像

協働の先にある“ゴール”を示す自治体も

武蔵野市では、協働に関する方針を示す「武蔵野市民活動促進基本計画」において、「計画が目指す社会像」を「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」と示しています。このように、協働による取組を進めた先にある“ゴール”を明確にし、個々の事業に依らない目標を協働のパートナーと市で共有することも、協働に関する理解・意識共有に有効であるとみられます。

登録番号
(刊行物番号)

2013-292

調布市まちづくりデータブック2013

発行日 平成26年3月

発行 調布市

(担当) 調布市 行政経営部 政策企画課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042-481-7368~9 FAX 042-485-0741

E-mail kihonkeikaku@w2.city.chofu.tokyo.jp